

○ 二松学舎大学における研究インテグリティ確保のための体制整備に関する規程

(2024年7月19日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、二松学舎大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学の専任及び非常勤教職員、学生（学部生、大学院生、科目等履修生、研究生、プログラム・コース履修生）、本学から一定の身分を付与され研究を行う者等、本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (2) 「研究インテグリティ」とは、本学の研究者が行う研究活動のオープン化、国際化により発生するリスクに対して、研究者としての規範に基づく自主的・自律的に担保すべき健全性・公正性及びそのための透明性や説明責任に関するマネジメントのことをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

- 2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事項は、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が所掌する。

- 2 委員会は次の者をもって組織し、副学長を委員長とする。

- (1) 副学長
- (2) 研究科長
- (3) 学部長
- (4) 学務局長

(5) 大学改革推進部長

(6) 教学事務部長

(7) 総務・人事部長

(8) 教務課長

- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 4 第2項各号に規定する委員のほか、委員会が必要と認める者に対し学長が期間を定めた委嘱を行うことにより、本学の専任教職員のうち適任と認める者を追加して配置することができる。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規程等の制定及び改廃の提案に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(相談窓口)

第8条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。相談窓口は、学務局長をもって充てる。

(事務担当)

第9条 この規程に関する事務は、教務課及び関係部署の協力を得て、大学改革推進課で行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の提案に基づき大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この規程は、2024年7月19日から施行する。